

備前市監査委員告示第3号

平成26年度定期監査（第2期）結果報告に基づく措置状況の公表について

平成26年度定期監査（第2期）結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が備前市長等からあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成28年5月25日

備前市監査委員 大田 淳 一
備前市監査委員 掛谷 繁

所 管 部 署	上下水道課（水道課）
---------	------------

【指摘事項】	措 置 状 況
簡易給水施設日常点検業務委託について、報告書が鉛筆書きのもの、検査時間が未記入のものが見受けられた。適正な報告書の作成、提出について指導されたい。また、委託契約では、水の濁り、色の検査を行うこととしているが、報告書に検査結果を記入するところがなかった。委託の目的が達成されるように報告書の様式を検討されたい。	報告書様式を改善しています。適正な報告書の作成について指導を行いました。

所 管 部 署	生涯学習課（公民館活動課）
---------	---------------

【指摘事項】（日生地域公民館）	措 置 状 況
予定価格が 3 万円以上の消耗品の購入に際し、物品購入（修繕等）伺書が起票されていなかった。備前市会計規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。	指摘を受けた 1 品 3 万円以上の消耗品については、遡って伺書を起票し、決裁をいただきました。今後購入の際は、備前市会計規則に基づき適正に処理を行います。
【指摘事項】	措 置 状 況
自治公民館・集会所等施設整備事業補助金について、補助金額が 50 万円以上のものについて教育長の決裁となっていたものが見受けられた。備前市長の職務権限に属する事務の一部を備前市教育委員会に委任する規則に基づき、適正に事務処理されたい。	ご指摘の事項については、遡って決裁者である副市長の決裁をいただきました。平成 27 年度以降は、規則に基づき適正に事務処理を行います。